



2020 年 11 月 22 日 RIVERSIDE GROOVE 実施に伴う

新型コロナウイルス 感染拡大防止ガイドライン

1 感染予防の基本的な取り組み

来場者の衛生対策

- マスク着用、手指のアルコール消毒、咳エチケット、手洗いの実施の徹底を喚起する。
- 発熱（37.5℃以上）やのどの痛みなどの症状がある場合は来場しないよう事前に周知する。
- 飲料などの提供は、使い捨て容器を使用するなど、飲食での感染を予防する。

スタッフの衛生対策

- マスク着用、手指のアルコール消毒、咳エチケット、手洗いの実施の徹底する。
- 事前に検温をし、新型コロナウイルス感染が疑われるような症状がある場合は出勤しない。
- 受付での応対、ごみ処理などを行うものは、マスクや手袋をし、こまめに消毒をする。

施設の消毒の徹底

- トイレのドアノブ、手すり、蛇口など多くの人が触れる場所の消毒を行う。
- ステージでの共用物に関しては定期的に消毒し、感染リスクを減らす。

定期的な換気の実施

- 出演者控室、トイレ（未使用時）などの密閉される場所は定期的な換気を行う。

ソーシャルディスタンス

- 飲食などの販売ブース、物販ブースなどで行列の出来る場合は間隔を空けた整列を促す。
- 客席（フリースペース）において、身体的距離（1m以上）を保つよう、来場者に促す。
- イベントを最後まで楽しんでいただくことを目的とし、感染予防に対するモラルやルールを維持するため、会場内でのアルコールの販売はしないものとする。

感染者の発生への備え

- 感染が疑われるものが発生した場合に、公的機関に情報を提供することを伝えた上で、スタッフ・来場者などの関係者の氏名、緊急連絡先を把握する。
- 来場者は受付にて記入又は WEB フォームにて、氏名・連絡先を提供することを原則とする。
- 受付にて検温・手指の消毒の実施、当ガイドラインを一読いただくなど感染予防対策をお願いする。

感染防止の啓発

- ガイドラインに基づく感染防止の取り組みについて、会場内やホームページに掲示するなど情報発信をする。
- 当日はステージ間での MC などの際に、感染防止対策など徹底するよう啓発する。

2 感染予防のその他の取り組み

会場受付での対応

1

マスク着用・検温

RIVERSIDE GROOVE 会場内に設置する受付 (RIVERSIDE GROOVE 本部テント) にて、マスク着用の上、検温を実施します。



2

WEB フォームへ氏名・連絡先記入

受付にて、WEB フォームから「氏名」「連絡先」を記入していただきます。スマートフォンなどお持ちでない場合は、記入用の紙へ直接記入していただきます。(こちらで記入していただいた個人情報は、当イベントにおいて新型コロナウイルスに感染した方が判明した場合に公的機関に提出させていただきます。)

3

発熱やのどの痛みなどがある場合

1、2 を実施した際、発熱やのどの痛みなど感染症状がある場合は入場しないよう要請します。



具体的なケース

- ・ 37.5℃以上の発熱
- ・ 咳、呼吸困難、全身の倦怠感、頭痛、鼻汁、鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、関節・筋肉痛、下痢、吐き気、嘔吐

4

受付完了後リストバンド配布

以上の受付が完了した際に、こちらで用意したリストバンド (紙製) を配布し、その場で装着していただきます。リストバンドが受付を完了した証となりますので、滞在時に外したりすることのないようお願いいたします。万が一、外れた場合はもう一度検温・消毒を実施し、確認後再配布させていただきます。

3 新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした 個人データの取り扱いについて

はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「本法」という。）に関する規定について、ご紹介します。

個人情報取扱について

個人情報取扱事業者は、保有する個人データについて、原則として、本人に通知等している利用目的とは異なる目的で利用し、又は、本人の同意なく第三者に提供することは禁じられています。しかしながら、法令に基づく場合（本法第16条第3項第1号、第23条第1項第1号）や、以下に該当する場合には、例外として、本人の同意を得ることなく、目的外利用や第三者への提供が許され、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に当たっては、これらの例外の適用も含めて対応することが可能です。

- 1) 国の機関等からの情報提供の要請が、当該機関等が所掌する法令の定める事務の実施のために行われるものであり、個人情報取扱事業者が協力しなければ当該事務の適切な遂行に支障が生ずるおそれがあり、かつ、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事業者は、自らの判断により、本人の同意なく、個人データを目的外に利用し、又は当該機関等に提供することができます（本法第16条第3項第4号、第23条第1項第4号）。
- 2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合や、公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときも、個人情報取扱事業者は、本人の同意なく、個人データを目的外に利用し、又は国の機関を含む第三者に提供することができます（本法第16条第3項第2号及び第3号、第23条第1項第2号及び第3号）。

RIVERSIDE GROOVE における対応

RIVERSIDE GROOVE PROJECT では上記規定を遵守し、個別具体的な事例に則して、提供するデータの項目及び利用目的、安全管理措置などを考慮・対応します。感染が発覚し、必要な場合は記入していただく個人情報を公的機関へ提供し、感染拡大防止に努めます。

新型コロナウイルス感染症
相談窓口・問い合わせ先

福山市保健所

相談窓口

☎928-1350（24時間対応）